

平成24年

第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成24年11月9日
国保会館5階大会議室

平成24年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成24年11月9日（金曜日） 午後13時00分開会

出席議員（25名）

1 鈴木直道	2 西川将人
3 山下英二	4 石崎大輔
5 飯澤明彦	6 齊藤佐知子
8 高谷茂	11 工藤昇
12 安久津勝彦	13 富岡隆
14 渋谷正敏	15 中橋友子
16 松井宏志	17 上田文雄
19 山口憲造	20 神薮武
21 梶敏	22 有城正憲
23 斉藤勝	24 天野重光
25 長谷川俊輔	27 宮本明
29 三上洋右	30 宗片浩子
32 星野恭司	

欠席議員（5名）

7 駒谷広栄	9 牧野勇司
10 工藤壽樹	18 中松義治
31 金山勇夫	

説明のため出席した者

広域連合長	高橋定敏
代表監査委員	松本紀和

広域連合事務局長	松田伸一
広域連合事務局次長	上田義彦
広域連合事務局次長	吉岡雅彦
広域連合事務局次長	浜塚研一郎
広域連合事務局総務班長	小池典久
広域連合事務局企画班長	酒井仁

広域連合事務局企画班	
調整担当係長	小 野 良 智
広域連合事務局資格管理班長	松 下 正 直
広域連合事務局資格管理班	
収納対策担当係長	山 口 綾
広域連合事務局医療給付班長	堀 隆 司
広域連合事務局医療給付班	
保健事業担当係長	村 田 務
広域連合事務局電算システム班長	池 田 剛
広域連合会計管理者	草 浦 弘 樹

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	浜 塚 研一郎
議会事務局次長	小 池 典 久
議会事務局書記	村 瀬 文 彦
議会事務局書記	坂 知 実

議事日程(第1号)

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 報告第3号 例月現金出納検査結果報告(平成24年1月分～9月分)
- 日程第5 議案第7号 平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第9号 平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第10号 平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議会運営委員会所管事務調査について

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 13 時 00 分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（三上洋右） これより、平成24年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は23名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 議席の指定

○議長（三上洋右） 日程第1 議席の指定を行います。

平成24年3月執行の当広域連合議会議員選挙において、新たに4人の議員が当選されたことから、会議規則第4条の規定に基づき、市長、町村長及び町村議会議員の区分について議席を変更いたします。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（三上洋右） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、西川将人議員、齊藤佐知子議員を指名します。

◎日程第3 会期の決定

○議長（三上洋右） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三上洋右） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（三上洋右） 日程第4 諸般の報告を議会事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（浜塚研一郎） 御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定によりまず説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

さらに、監査委員から報告のありました報告第3号例月現金出納検査結果報告の平成24年1月分から9月分までを配付いたしております。

なお、本日の会議に上田文雄議員、牧野勇司議員、山口憲造議員から遅参する旨の、また駒谷広栄議員、工藤壽議員、中松義治議員、金山勇夫議員から欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

◎日程第5 議案第7号～日程第6 議案第8号

○議長（三上洋右） 日程第5 議案第7号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第6 議案第8号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） ただいま御上程いただきました議案第7号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第8号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付し、併せて同条第5項の規定により、平成23年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものであります。

平成23年度主要施策の成果説明書によりまして、御説明いたします。

制度開始後4年を迎えた平成23年度の事業運営は、保険料軽減及び各種周知広報事業の継続のほか、平成22年度に引き続き、いきいき健康増進事業として保健師2名を配置し、健診受診率の低い市町村を直接訪問し、効果的な取組方法の検討を行ったほか、健康ガイドの増刷・配布を行っております。

まず、2ページを御覧ください。

平成23年度歳入歳出決算額であります。一般会計は、歳入総額が16億6,739万4,108円であり、歳出総額は14億6,479万6,404円であります。歳入歳出差引残額は、2億259万7,704円でありました。

後期高齢者医療会計は、歳入総額が7,088億1,007万7,046円であり、歳出総額は7,041億1,085万113円であります。歳入歳出差引残額は、46億9,922万6,933円でありました。

両会計を合計しますと、歳入総額が7,104億7,747万1,154円、歳出総額は7,055億7,564万6,517円であり、歳入歳出差引残額は、49億182万4,637円でありました。

平成24年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引残高と同額でありました。

また、平成22年度実質収支額の33億421万6,163円を差し引いた15億9,760万8,474円が、平成23年度の単年度収支額でありました。

一般会計の決算について、初めに歳入の御説明をいたします。

3ページを御覧ください。

まず、1款分担金及び負担金につきましては、共通経費として構成市町村より御負担いただいている事務費負担金でありまして、13億5,130万4,000円の収入となっております。

次に、2款国庫支出金につきましては、保険料の不均一賦課に対する不均一保険料負担

金及び運営協議会経費等を補助対象とする後期高齢者医療制度事業費補助金でありまして、3,566万6,700円の収入となっております。

3款道支出金につきましては、先ほどもございました保険料の不均一賦課に対する北海道からの負担金でありまして、3,505万9,700円の収入となっております。

4款財産収入につきましては、臨時特例基金及び財政調整基金に対する譲渡性預金利子でありまして、199万6,061円の収入となっております。

5款繰入金は、臨時特例基金及び財政調整基金からの繰入金でありまして、1億3,828万3,270円の収入となっております。

6款繰越金につきましては、平成22年度の決算剰余金から、財政調整基金に積み立てた残額として、1億137万8,246円を繰り越したものであります。

7款諸収入につきましては、歳計現金預金利子と臨時職員の雇用保険収入及び派遣職員へ貸し付けている公宅使用料収入などの雑入を合わせまして、370万6,131円の収入となっております。

引き続き、歳出について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、平成23年度に定例会2回と臨時会1回を開会し、179万2,855円の支出となっております。

2款総務費につきましては、広域連合事務局の管理及び運営に要した経費、制度周知等の広報経費のほか、運営協議会経費、監査委員及び選挙管理委員会経費などでありまして、1億8,506万3,029円の支出となっております。

4款諸支出金につきましては、医療会計の事務費相当分と不均一保険料負担金を医療会計へ繰り出す他会計繰出金のほか、構成市町村が周知広報に要した経費を広域連合から交付している市町村支出金及び平成22年度の補助金で超過交付となった金額を国に返還する国・道支出金返還金でありまして、12億7,794万520円の支出となっております。

続きまして、後期高齢者医療会計の決算について御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

1款市町村支出金につきましては、市町村から広域連合へ納付するものとして、被保険者の保険料である保険料負担金のほか、低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、さらには療養給付費等に要する費用を市町村が定率負担する療養給付費負担金でありまして、1,132億6,928万7,041円の収入となっております。

2款国庫支出金につきましては、療養給付費負担金及び高額医療費負担金のほか、国庫補助金といたしまして、調整交付金など六つの補助金があり、合わせまして2,383億3,132万8,534円の収入となっております。

13ページを御覧ください。

3款道支出金につきましては、療養給付費負担金と高額医療費負担金のほか、保険料率の増加の抑制を図るために、道財政安定化基金から交付を受ける財政安定化基金支出金を合わせまして、627億177万3,979円の収入となっております。

4款支払基金交付金につきましては、現役世代が後期高齢者医療制度へ負担する支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものであり、2,846億1,611万4,192

円の収入となっております。

5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合からの拠出金を基に交付されるものであり、1億4,656万9,595円の収入となっております。

6款財産収入につきましては、運営安定化基金に対する譲渡性預金利子でありまして、392万9,735円の収入となっております。

7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金のほか、基金繰入金といたしまして、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等を積み立てた臨時特例基金からの繰入金と、主に後期高齢者医療給付に係る年度間の調整等を行う運営安定化基金の繰入金でありまして、61億5,356万269円の収入となっております。

8款繰入金につきましては、平成22年度の決算剰余金31億145万9,671円を繰り越しております。

14ページを御覧ください。

9款諸収入につきましては、歳計現金預金利子のほか、雑入につきましては、交通事故等賠償金である第三者納付金、不正利得等返納金である返納金、雇用保険収入及び後期高齢者レセプトデータ作成業務負担金等である雑入がありまして、4億8,605万4,030円の収入となっております。

引き続き、歳出について御説明いたします。

1款後期高齢者医療費であります。

まず、1項総務管理費といたしまして、本制度の運営に要した事務関連経費及び給付関連の業務委託費、臨時特例基金積立金のほか、会計管理用事務費及び電算処理システム費がありまして、54億6,701万8,519円の支出となっております。

次に、表にあります2項保険給付費であります。医療会計決算額の約99パーセントを占めており、療養給付費のほか給付関連経費として、6,979億8,216万724円の支出となっております。

15ページを御覧ください。

3款諸支出金であります。長寿・健康増進事業やきめ細やかな相談体制整備事業などに対して交付した市町村支出金のほか、平成22年度の負担金及び補助金の超過交付となった金額を国及び北海道に返還する国・道支出金返還金がありまして、6億6,167万870円の支出となっております。

最後に、36ページを御覧ください。

基金の運用状況であります。

臨時特例基金につきましては、円滑な事業運営を実施するため、国が交付する高齢者医療制度臨時特例交付金を財源として、基金に積み立てているものであり、54億8,399万6,716円の現在高となっております。

運営安定化基金につきましては、医療給付に係る年度間の財源調整と、被保険者の健康保持・増進のための必要な事業を実施するため、保険料の一部を基金に積み立てているものであり、32億9,577万4,502円の現在高となっております。

財政調整基金につきましては、地方自治法にのっとりた決算剰余金の処分により財政の健全な運営に資することや、臨時的な財政出動に対応するため、剰余金の2分の1を下ら

ない額を基金に積み立てているものであり、1億7,859万3,705円の現在高となっております。

以上で、平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定議案及び平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定議案について、説明を終わります。

なお、本議案につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されております。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三上洋右） これより、議案第7号及び議案第8号に対する一括質疑を行います。通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑については、議会運営委員会の確認により、発言時間は、議員一人につき、全議題を通して、答弁を含め40分以内となっておりますので、質疑、答弁ともに簡潔に願います。

富岡隆議員。

○富岡隆議員 苫小牧の市議会議員の富岡隆でございます。

それでは、議案第7号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、併せて議案第8号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合医療会計歳入歳出決算認定にかかわって、質問をいたします。

後期高齢者医療制度が実施されて5年が経過いたしました。ますますこの制度のひどさが浮き彫りになっております。しかも、政府は廃止すべき制度を継続し、社会保障制度改革国民会議に議論をゆだね、棚上げにいたしました。とても許されるものではありません。

今回の決算等の資料を調べてみますと、低所得者層の被保険者がこの1年間で更に2万人も増えております。22年度の滞納繰越額を見ても、何と約6億6,000万円、短期保険証の発行を始めとして、あってはならない差押えなども行われております。

そこでお伺いしますが、まず23年度の滞納額の実態はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

また、保険料の滞納と併せ、短期保険証の発行も見過ごすことはできません。短期保険証の発行は2年ごとに発行する仕組みになっており、単純に昨年度と比較することはできませんが、21年度8月1日の被保険証の一斉更新時には、何と964件もの短期保険証を発行し、非常に多くの高齢者にとっては耐え難い制度の実態が既に明らかになっております。

23年度における発行件数と直近での現状についてお伺いいたします。

最後に、差押えについてお伺いいたします。

前回の議会でも再三にわたって指摘をさせていただきましたが、差押えはあってはならない問題であります。議会のたびに、私は繰り返し改善を求めてきたわけですが、23年度の実態はどのようなになっているのか、具体的な内容についてお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（三上洋右） 答弁を求めます。
事務局長。

○事務局長（松田伸一） 富岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成23年度決算における滞納繰越額についてですが、平成24年度に繰り越された滞納繰越額は約6億2,700万円となっており、その内訳は23年度現年度分が約3億2,300万円、平成20年から平成22年度の滞納繰越額が約3億400万円となっております。

平成23年度現年度分調定額が約446億2,500万円、平成20年から22年度滞納繰越分調定額が約6億5,700万円、合わせて452億8,200万円であり、そのうちの約1.4パーセントに当たる約6億2,700万円が平成24年度に繰り越されております。

次に、短期被保険者証の発行についてですが、短期被保険者証は、被保険者証の2年ごとの更新時において、納期限から3か月を経過する滞納がある方などに対し、通常よりも有効期限が短い6か月間の被保険者証を交付するものです。

交付件数ですが、議員御指摘のように平成21年8月1日は964件、前回の更新時であります平成23年8月1日の新規更新時は804件、平成24年11月1日現在では408件と減少しております。

短期被保険者証が減少した理由といたしましては、市町村が保険料滞納者と折衝を重ね、保険料納付などの働きかけをしたことによるものなどと考えられます。

なお、短期被保険者証は、未納のある被保険者との折衝・納付相談の機会を増やし、保険料納付を直接働きかけるなど、滞納の速やかな解消を図ることを目的としているところです。

次に、差押えに関する御質問についてですが、平成23年度の差押えにつきましては26市町村が実施、その人数は113名、差押え総額は約884万円となっております。

内訳につきましては、延べ人数であります、預貯金88名、生命保険1名、所得税15名、年金9名、動産1名となっております。

徴収事務は市町村事務として位置付けされており、被保険者が保険料を滞納した場合には、市町村において保険料未納者との接触、保険料納付などの働きかけや納付相談を行う中で、実態を把握していると認識しております。

以上でございます。

○議長（三上洋右） よろしいですか。
富岡議員。

○富岡隆議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、滞納額の問題ですけれども、今答弁されました約6億2,700万円ですか。22年度は単年度で3億200万円、23年度は3億2,000万円ということで、単年度を見るとやはり非常に滞納額が増えていると。全体としては、昨年度よりも、22年度よりも23年度のほうが滞納総額では減っていますけれども、現実はまだ本当に大変な額が滞納されているということが見えると思います。

それから、この短期保険証、これですね。先ほど23年8月1日は804件と、24年度は408

件、減っているというふうに言うておりますけれども、これ資料を見ると、昨年度と比較というふうにはなりませんけれども、しかし21年の8月1日時点の964件、これが11月1日時点で296件ということとなっております。これは平成22年の11月1日ですけれども。23年の8月1日では804件ですけれども、これは24年の11月1日時点、同じ月数で見ましたけれども、408件も、先ほど答弁されておりますけれども、されております。これを少ないと、減少しているというふうには、私は到底見られないわけですよ。21年の更新時から見て、月数で割っても、1.5倍も減少が少ないと、発行数がそれにとどまっているということでは、やはりこれは高い保険料の下で、負担能力を超えた状態になっているのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の受けとめはどのようにされておられるのか、まずお伺いいたします。

最後に、私は差押えについてお伺いいたします。

これは調査してみますと、例えば2,100円、あるいは2,200円、あるいは4,300円、こういう差押えであります。しかも、反物まで差し押さえていると。私、前回の議会のときにも、これは本当に差押えというのは命にかかわる問題だから、議会にやはり報告すべき事項ではないかというふうに言いましたけれども、私はやはりこれはとても正常な状態だというふうには言えないと思うのです。しかも、21年度と比較しますと、件数で2.4倍、金額で5.4倍。昨年度と比較しても、22年度と比較しても、件数で1.3倍、金額でも1.5倍なのです。ですから、これはもう直ちに私はやめるべきだというふうに思うのですよね。まず、これがどうしてこのように、なぜこんなにわずか短期間で増えているのか。やはり人としてやってはならない、こういうことまで起きているわけですよ。

だから、私はやはり心ある対応を、広域として強く求めていかなければならないと思うのですけれども、ここら辺についても見解をお伺いいたします。

なぜ増えているのか、正常だというふうに思っているのか。こういうことも含めてしっかりとした答弁をお伺いしたいのと、それから今回被保険者、前段でも言いました2万人以上が増えておりますけれども、ほとんどが低所得者。既に約70万近い被保険者のこの後期高齢者の対象の中で、40万人の方々が所得ゼロなのです。これはもう厚労省の調査結果で明らかにされております。そういう人たちからも保険料を取っているわけです。しかも、年収18万円以下からも取っているわけですね。ですから、生存権すら守られない制度になっているわけですけれども、こういった実態は既につかんでいると思いますけれども、23年度、こういうことを踏まえてどんな対策をとってきたのか。その上で、どのようにこういった滞納額、あるいは短期保険証の発行、そしてこの差押え、こういった問題との関連は私はすごくあると思うのですけれども、そこら辺についての受けとめ方もお伺いしておきたいというふうに思っております。

私は提案したいのですけれども、この差押えの問題では、滞納処分に対する執行に関する要綱ということで、これ全国でも、例えば大阪の豊中市でもこういう要綱を作って、差押えをするのが目的ではなくて、差押えをしないために要綱を作っているわけです。しかも、この要件の中に、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合は、これは絶対やってはならないということもしっかりと明記もして、なるべく差押えをやらないという問題があります。

それから、もう一つ私は提案したいのですけれども、全国の広域連合の市町村、この鳥

取県では市町村長会議というのがちゃんとあるのですよね。ここで、国の通達でもありませんように、市町村と広域連合が密接に連携して実態把握をするということで、協議の場をつくっているわけですよ。

だから、私はやはり1年に1回でもいいですから、協議の場を各市町村とつくって、そしてこの実態把握に努めて、差押えはやらないと。やらない方法をどのようにして進めていくのかということも含めて、協議をする必要があると思うのですけれども、そこらについての見解を求めて再質問を終わります。

○議長（三上洋右） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） まず、短期証が平成21年度当初から下がり具合が低いのではないかと、その辺についてどのような受けとめ方をしているのかという御質問だと思います。

短期被保険者証は、通常の被保険者証と比べて有効期間が短いのみで、医療機関において通常どおり1割、現役並み所得者は3割で受診が可能なものです。短期被保険者証は、未納のある被保険者との折衝・納付相談の機会を増やし、保険料納付を直接働きかけるなど、滞納の速やかな解消を図ることを目的としており、きめ細やかな納付相談を行うということで、生計状況の把握による他の社会保障制度の活用や資格証明書の発行に至らないよう働きかける機会にもなっていることから、保険料収納業務としては重要なものと考えております。

なお、短期被保険者証を交付されている方の実態等につきましては、市町村が接触し、納付折衝や納付相談等を行う中で、状況を把握していると認識しております。

それから、差押えにつきまして、額も増えているし、大変その辺のことについて対応策はどうしているだろうかという御質問だと思います。

まず、当広域連合といたしましては、きめ細やかな収納対策の実施ということを進めておるところでございます。文書や電話による催告、臨戸訪問、納付相談や口座振替勧奨などにより、きめ細やかな収納対策を行うことは、保険料納付に効果があるという認識をしております。

収納確保は、制度の安定的な運営と被保険者の公平の観点からも極めて重要であり、差押えは、市町村が督促状や電話催告、臨戸訪問等といったきめ細やかな納付折衝を行った上で、なおかつ十分な財産や収入がありながら、納付に応じただけでない滞納者などに対して行っているものであります。市町村が差押えを実施する場合には、保険料を滞納されている方の生活状況を十分に把握した上で、最低限の生活を損なわないことを念頭に、各関連法令を遵守し、執り行っていると認識しております。

なお、重ねてでございますが、保険料の納付が困難な方につきましては、市町村が納付相談等を行う中で、減免制度を始め各種福祉政策の活用などの説明が行われ、対応しているものと認識しております。

それから、このような差押えについての実態把握等につきましては、徴収事務につきましては、当然ながら市町村の権限と責任において執り行われているところでございます。差押えは、保険料を滞納されている方の生活状況を把握した上で、納付約束の不履行とい

った誠意のない場合や、他の公課公租の滞納状況等を勘案し、最低限の生活を損なわないことを念頭に、市町村において各関係法令を遵守し、差押えをしているという認識をしております。

以上でございます。

○議長（三上洋右） 質問はないですか。終わりですか。

富岡議員。

○富岡隆議員 最後の質問になりますので、できるだけ質問に答えていただきたいというふうに指摘しておきます。

私は、例えば差押えについてですけれども、なぜこのように増えているのかと、とても正常ではないのではないかということについて、しっかりとお答えください。21年度47件が、今はもう113件ですよ。とめどもなくもう件数も増え、額も何と5.4倍ですよ。異常だと思いませんか。私はそう思うのですけれども、なぜこんなに増えているのか、これについてしっかりお答えいただきたいと思います。

そして、これは正常な状態ではありません。このままやらせておいていいのですか。広域として、私先ほど提案いたしました。1年に1回でも、全国市町村会議ということで、鳥取県では各市町村と協議会を開いて、実態をつかんでいるのですよ。しかも、全国では差押えをしないための努力をするために、しっかりと要綱も作ってやっているわけですよ。そういう事態に今なっていないですか。私は国が一番悪いと思います。制度の欠陥、矛盾が露呈しております。だけど、北海道として心ある対応をすべきではないですか。そういう事態になっていると思いますけれども、そこら辺についてももう一度認識をお伺いしたいのと、それから私は反物まで差し押さえるなんていうのは本当に行きすぎですよ。もともと高齢者にはそういった対応はなかったわけですから、ここら辺についてお伺いしておきます。

それから、第2次広域連合の計画というものが、これは決算ですので、私はすごく重要な問題だと思って今言いますけれども、この25年から29年度まで、これ計画を出さなければなりません。その素案は、この12月にパブリックコメントもし、1月に北海道として第2次の計画を出さなければならない、決めなければならないわけですよ。

私はやはりもうこの制度は根本から崩れておりますし、このままいけば本当に命まで奪ってしまうものなのですよ。23年度だけでも、後期高齢者で5人の方が命を絶っております。22年度は3人でした。全体で67人の方々が亡くなっております。こういう命を絶つようなことをこれ以上増やしてはならないと思いますので、私はこの素案、決定するパブリックコメントがやられると思いますけれども、これは廃止だというような中身も含めて、多数の意見が出ると思います。この意見は素案にどのように生かされるのでしょうか。そのことを求めて再々質問を終わります。

○議長（三上洋右） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） 今、富岡議員から、差押えが増えているということについての御質問でございます。差押えが増加したことにつきましては、各市町村がそれぞれの滞納案件について納付折衝等を行い、状況を十分考慮した上で、差押えに至った結果であると考えております。

差押えは、その金額にかかわらず、被保険者の滞納状況や生活状況を十分に把握した上で、最低限の生活を損なわないことを念頭に、市町村の権限と責任において各関連法令を遵守し、差押えをしていると認識しております。

次に、滞納処分についての広域の考え方というふう質問をとらえました。広域連合といたしましては、収納確保は制度の安定的な運営と被保険者負担の公平の観点からも極めて重要であり、滞納処分等は督促状の送付、文書や電話による催告、臨戸訪問、納付相談等を行う中で、その生活実態を把握し、納付約束の不履行といった誠意がない場合、また十分な財産や収入があるにもかかわらず、保険料を納付しない場合や、他の公課公租等のいろいろな状況を考慮し、最低限の生活を損なうことがないことを念頭に、市町村において適切に執り行っているというふう認識しております。

保険料の納付が困難な方につきましては、市町村が納付相談等を行う中で、被保険者の方の生活状況を把握しており、減免制度を始め、各種福祉政策の活用などの説明が行われ、対応しているものと認識しております。

広域連合といたしましては、徴収事務について、当然のことながら、市町村の権限と責任を尊重しつつ進めてまいりたいと考えており、各種広報における納付啓発や徴収事務に資する情報提供などを通じて、各市町村の取組を引き続き支援するとともに、市町村と連携を保ち、適切な効果的なきめ細やかな収納対策を実施してまいりたいと考えております。

最後に、第2次広域計画に対するパブリックコメント等の意見の反映ですが、ただいま第2次広域計画の素案を提示して、御意見をいただいているところでございます。議員御指摘のとおり、いただいた御意見を十分考慮し、計画の策定を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（三上洋右） 次に、中橋友子議員。

（「議事進行はありますか」の声あり）

○議長（三上洋右） はい、どうぞ。

○富岡隆議員 1点だけ、なぜこのように増えているのかという問題です。広域連合として分析しているのでしょうかということなのです。正常な状態だというふうに思えますかということをお尋ねしておりますので、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（三上洋右） 富岡議員に申し上げます。再々質問までとなっております、議事進行と発言されましたから指名しましたけれども、再々質問となっておりますので、これよりの答弁は求めませんので御了承ください。

次に、中橋友子議員。

○中橋友子議員 私は通告に従いまして、議案7号、8号にかかわってまいります。健診率の向上を、この平成23年度決算でどのように対応されたかということでお尋ねをしたいと思います。

後期高齢者医療制度が実施されてから、5年を迎えています。老人保健制度では義務付けられておりました健康診査事業が努力義務に変えられたことから、健診率が著しく低下しており、このことは毎回議会で問題にしておりました。

この間、当広域連合では保健師の派遣事業などを新たに開始し、向上に努めて、向上に一定の努力はされてこられましたけれども、平成23年度決算の状況を見ますと、実績は11.16パーセントにとどまっています。前年度比では1.16パーセントの微増で、全国平均の数字から見ますと、全国は24パーセントまで到達しておりますので、その半分にも満たない状況となっております。

申すまでもなく、予防医療は高齢者の健康増進のためには欠かせないことであり、また医療費にもはね返ってくる、こういう事態であります。

したがって、次の3点について伺います。

まず、1点目は、計画達成のために各市町村とどのような協議・指導を行ってこられたのか、取組について伺います。

2点目は、保健師2名の派遣事業に取り組まれております。この内容と実績について伺います。

3点目は、平成23年3月、「後期高齢者健康診査受診率向上に関する実践事例」というのが作成されておりました。この事業は平成22年度の予算で計上されており、平成22年度末の完成では、事業そのものに生かし切れなかったのではないかと思います。

そこで、受診率向上の姿勢が問われるわけですが、どのように基本的に考えておられるのか伺います。

以上です。

○議長（三上洋右） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） 中橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、市町村との協議などに関する御質問ですが、平成23年度の健康診査の受診率を見ますと、議員が質問で述べたとおり11.16パーセントで、平成22年度の受診率10.00パーセントと比較して、1.16ポイントの伸びとなっております。受診者数においては8,000人余り増加しておりますが、平成22年度の全国平均である23パーセントと比較すると、まだ低いものという認識をしているところでございます。

ただ、平成20年度が5.62パーセント、平成21年度が9.27パーセント、平成22年度が10.0パーセントということでございますので、着実に、少しではございますが、受診率の向上に努めた結果が出ているというふうに認識しております。

受診率の向上のための市町村との協議につきまして、主に受診率の低い市町村を当広域

連合の保健師が直接訪問し、受診券の発行や、医療にかかっていない方への健診の受診勧奨、特定健診と同じ扱いで健診を実施することなどの受診率を向上させる対策について、市町村担当者と一緒に検討する機会を設けております。

また、市町村の担当者に出席いただいている市町村連絡調整会議や北海道国民健康保険団体連合会等と共催した保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会において、受診率向上に対する取組の推進について、協力依頼を行っているところでございます。

次に、保健師の派遣事業についてであります。平成22年度より、当広域連合の保健師が市町村を直接訪問し、健康診査事業について、市町村担当者と一緒に検討を行っております。訪問した市町村におきましては、保健師及び事務担当など健康診査に関係する職員が参加の下、その市町村の後期高齢者に係る健康診査や医療の状況などが分かる資料を基に現況を把握したり、他市町村で行っている効果的な取組の紹介等を行ったりした上で、実情に合った健康診査に係る取組について検討を行っております。

平成23年度の実績としましては、函館や更別村など22市町村を訪問したところでございます。平成22年度5市町村、平成24年度現時点では44市町村回っておりますので、現段階では、全道各市町村のうち71の市町村まで訪問することができました。

こうして市町村ごとの課題が明らかになる中で、それぞれの市町村がすぐに取り組み始める対策等を検討し、受診券の発行や医療にかかっていない方への健診の受診勧奨などに新たに取り組み始めるなど、受診率向上につながるものと考えております。

このほか、市町村が開催する住民説明会などに保健師が出向き、住民に直接健診や健康管理について講話やPRを行っており、平成23年度は名寄市や西興部村など14市町村で実施したところでございます。

次に、受診率向上への当広域連合の基本姿勢などについての御質問ですが、当広域連合といたしましては、後期高齢者の健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防する観点から重要であると認識しており、また健診受診が介護防止や生活の質の維持・向上にもつながることから、今後も受診率の向上に努めてまいります。

なお、後期高齢者健康診査受診率向上に関する実践実例の件でございますが、平成23年の3月末に、健康診査について効果的な取組を行っている6市町村の実例などをまとめたものでございます。23年3月に作成し、各市町村に配付するなど、情報提供を積極的に行い、各市町村の実情に合った取組を行っていただけるよう、協力をお願いしているところです。

以上でございます。

○議長（三上洋右） 中橋議員。

○中橋友子議員 再質問を行わせていただきます。

まず、1点目の受診率が低いという問題で、改めてお伺いいたしますが、お答えではこの4年間の実績ということで、5.6パーセントから始まって、上がってきたのだということとあります。

しかし、今年度の平成23年度の当広域連合の受診率の目標というのがございましたね。

これは15パーセントではなかったでしょうか。やはり過去のことももちろん大事であります。当面平成23年度であれば、そのときに予算を組むときに15パーセントにしていこうという、そういう下で予算は組まれたはずですが、実際にはそこに到達していないわけですから、ですからその分析といいますか、そこに至らなかった理由というものをもっともっときちっと把握すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、3番目のところとちょっとかぶってきますが、受診券の発行など、各市町村と協議をされて行ってきたということでありました。まず、この広域連合に全道の全市町村が加入して保健事業をやっているわけですが、ここのところと具体的に受診券の発行であれば、全市町村に指導はされて、どのぐらい実施されたのか。平成22年度のときにはたしか128とお答えになっていたと思うのですけれども、こういう市町村との協議を重ねる中で、具体的に有効と思われる手段をとられて、向上に向けるというのが仕事ではないかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

次に、保健師の派遣の問題です。受診率の低い市町村を始めとして、現在44市町村を回られたということでありました。確かに、平成22年度と比べまして、0パーセントというところはなくなっております。しかし、まだ1パーセントに満たないという自治体が二つ残されており、1パーセントから2パーセントにも至っていないところが7自治体あると押さえております。こういうところをすべて回られて、それぞれどんな指導をなされてきたのか。往々にして低いところはスタートのときから低くて、ずっとこの状況、低空飛行といいますか、そういう状況にあります。具体的にどんな手立てをとられたのか伺います。

さらに、2名の保健師さんの体制で、全体で、延べで77市町村ですか、回られたということですが、全道の178を全部指導しようというふうになれば、まだまだ日数がかかっていくと思われま。この2名の体制でよいと押さえていただけるのか、これからどんなふうに改善しようという、そういう考えがあるのかどうか伺います。

また、最後の質問であります。そういった中でいろいろな努力を重ねられたその成果の一つとして、今回提案されました健診向上に向けての実践事例集、これ事例集を私も見せていただきましたけれども、大変内容がきめ細やかで、全道の主に進んだ自治体の事例が紹介されておりました。六つの自治体の紹介でありますので、こういったことがどんどん普及されていけばいいのではないかというふうに思うのですけれども、第1番目の質問で申し上げましたように、実際に事業に取り組まれても、年度の末に報告書としてまとめて出されたのでは、その年度では生かされない。当然24年度、今年度の事業の中では生かされているとは思いますが、やはり取り組む姿勢としては、前年度に予算がついているのであれば、23年度に生きる形で結果を出していかなかったら、広域連合としての向上に向けての姿勢は弱いと言わざるを得ないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三上洋右） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） 受診率の目標の件につきましては、私どもといたしまして、平成22年度の全国平均である23パーセントと比較しても、23年度の当広域連合の受診率の11.

16パーセントというものは大変低いということを認識しております。ただ、当面の受診率の目標として、老人保健制度時代の全道平均13.94パーセントを上回ることを目標に、15パーセントとして受診率を設定させていただいております。

今年の平成23年度の受診率が11.16で、市町村の協力の下、少しずつ上がってきている状況でございますが、まだまだという認識はございます。現段階では、まず15パーセントの目標の達成のため取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

それから、保健師が市町村と協議してどのような指導を行っているかということでございますが、当広域連合の保健師が直接訪問して、市町村の担当者の方と一緒にその地区の事情を検証して、受診率向上に向けての対策、すぐに取りかかれる対策として、受診券の発行や医療にかかっていない方への健診の受診勧奨、特定健診と同じ扱いで健診を実施することなどの方策について、市町村の担当者の方と検討・協議し、一つでもできることから手をかけていくというような形で行っております。

それから、現在の2名体制でどうなのかということでございますが、現在2名体制が始めて、21年からですから3年目、4年目に入っております。全市町村を回るまで時間はかかるとは思いますが、各市町村を回ることによって、各市町村の生の声を聞き、共通の課題などを認識し、今後の受診率向上に向けての方策について生かしていきたいと思っております。

ただ、広域連合としては大変自主財源を持たないところでございますので、今の段階では、この体制で少しでも受診率の向上がなるように取り組んでまいりたいと思っております。

事例集につきまして、平成22年度予算で取り組んだところ、23年3月に完成し、その年度で生かされていないという御指摘でございますが、22年度の予算当初から、早い段階で市町村を周り、早い段階で事例集を作成したほうが良いということは議員御指摘のとおりでございますが、ただスタートの年でありましたので、なかなか計画どおりうまく進まなかったことに対して、おわび申し上げる次第でございます。

それから、受診券発行について、平成22年は128市町村で、現在はどうかということなのですが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三上洋右） 中橋議員。

○中橋友子議員 せっかくいろいろな事業を向上のために取り組まれてきたと、そのことは十分認めたいと思うのです。ですから、具体的にその結果として、例えば受診券の発行は全市町村に行き渡りましたよとか、保健師は全部の町を回れましたよとか、その結果こういうことになりましたよということであれば、いろんな取組の結果の11パーセントと押さえないのですけれども、今のようにまだどれだけ発行したかも、数字も出せないというような状況であれば、やはり認識として弱いと指摘せざるを得ないと思っております。

確かに北海道は、もともと老人保健のときから健診受診率はそう高くはなかったのですが、しかし予防医療の大事さというのが指摘されるようになってから、それぞれの自治体が取組を強化しました。一番高いところは、平成21年度の段階では、東京都が51パ

一セントというふうにお聞きしております。当時、北海道は下から2番目だということも聞いております。この辺も現在どうなっているのかということも分かればお答えいただきたいのですが、やはり高齢者の方たちがただ病院にかかるということではなくて、事前にきちっと予防医療、予防健診を行って、健康で長生きしていただくというの、後期高齢者医療制度の中での一つの役割ではないかと思えます。そこにはやはり毅然とした取組をしていただきたい、このように思います。

そこで、提案といいますか、今回のこの向上に向けての実践事例集の中を見ますと、健診が低い自治体、これは全道平均以下というのが120自治体ありました。11.16パーセントに到達しない市町村ですね。こういうところを引き上げていかなかったら、高くはならないと思うのですが、その到達していない理由、向上の実践事例集のアンケート集計等を見ますと、一つには人手不足、二つ目には予算不足、三つ目には時間不足というものがありまして、そういう中で、生活習慣病治療の途中である方たちは対象外にしているのだというものが多くありました。結局、このことが低い受診率のまま来ているということではないかと私は思います。

高いところは、こういった生活習慣病の治療を受けている方も途中でとまっていたり、あるいはそれは全体ではないわけですから、すべてを対象にしながら取り組んだ結果として高い受診率になっているという報告も、現にこの文書の中に書かれております。こういうことをやはりきちっと、平成23年のもし当初に出ていけば、それは生かされたでしょうし、ここ今現時点では、これはもう24年に生かしていく以外にないと思うのですが、こういうことをしっかりと押さえた上で、目標の15パーセントに到達するというところに真剣に取り組んでいただきたい。これは23年度の決算の結果を見て切に思いましたので、この点についてのお答えをいただいで終わりたいと思います。

○議長（三上洋右） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） 後期高齢者制度の全国の受診率対比でございますが、平成22年度の数字でございますが、全国平均が23パーセントで、北海道は10パーセント、全国43位ということで、議員御指摘の平成20年度よりは順位が上がっているというところでございます。

それから、当広域連合の受診率向上への姿勢ということに関してでございますが、後期高齢者の健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防する観点から重要であるという認識をしております。

健診受診が介護防止や生活の質の向上・維持にもつながることなどから、今後も受診率向上に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三上洋右） これで質疑を終わります。

次に、議案第7号及び議案第8号に対する一括討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

富岡隆議員。

○富岡隆議員 それでは、議案第7号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、併せて議案第8号平成23年度北海道後期高齢者医療広域連合医療会計歳入歳出決算認定について、反対討論を一括して行います。

まず、第1点目の理由は短期保険証の問題であります。もともと国の制度が悪いわけですが、この高い保険料の下で、高齢者の負担能力を超えている下で、滞納者が今日の質疑の中でも多く生まれております。本来、医療を保障する立場から、正規の保険証を発行すべきなのに、制裁措置として、滞納者に対し、23年度8月1日時点でも804件もの短期保険証を発行していることは、到底認めることはできないということでもあります。

2点目は、健康受診率の問題です。先ほど答弁もありました。特に、22年度に実践事例集が作られていたにもかかわらず、それが生かされていないことも質疑の中で明らかにされております。もし、それがしっかりと対応されていれば、受診率は向上したのではないかと考えております。そういう点で、到底やはり努力が足りなかったのではないかとというふうに考えております。

もう一点は、差押えの問題であります。これは私も質疑の中で明らかにしたわけですが、21年度と比較しても、差押え件数がたった47件であったわけですが、現在もう113件ということの問題でありますし、金額的にも21年度は165万円だったわけですが、今はもう880万円を超えているわけです。これはもう1,000万円をすぐ超えるような差押えの中身にもなっております。そういう点で、やはり正常な状態とはとても思えません。このままでは生存権すら守られないのではないかとというひどい内容になっておりますし、あってはならない問題だと思っておりますので、到底これについても認めることができないということでもあります。

以上の3点の理由を述べまして、反対討論といたします。

委員各位の皆さんの賛同をいただきますようによろしくお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（三上洋右） これで討論を終わります。

これより、採決に入ります。

採決は分割により行います。

まず、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三上洋右） 起立多数であります。

したがって、議案第7号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（三上洋右） 起立多数であります。

したがって、議案第8号は、原案のとおり認定されました。

◎日程第7 議案第9号～日程第8 議案第10号

○議長（三上洋右） 日程第7 議案第9号平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第8 議案第10号平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（松田伸一） ただいま御上程いただきました議案第9号平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び議案第10号平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

議案説明資料を御覧ください。

まず、議案第9号平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

この補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ29万円を追加するものであります。

補正の内容であります。平成23年度に概算額で収入となっていた市町村事務費負担金ほか歳入の精算に伴うものとなっております。

歳入の補正の内容としましては、1款分担金及び負担金、1項負担金の減額であります。平成23年度市町村事務費負担金の実績により、2億230万7,000円を、今年度の市町村事務費負担金との相殺により減額し精算するものであります。

次に、財政調整基金からの繰入金である5款繰入金、1項基金繰入金1億129万9,000円及び6款繰越金1億129万8,000円の増額につきましては、先ほどの事務費負担金の精算及び後ほど御説明いたします国庫支出金の返還に要する財源となるものであります。

歳出につきましては、4款諸支出金、3項償還金及び還付加算金等29万円ですが、これは運営協議会開催経費などに対して、平成23年度に概算で交付されていた国庫補助金を精算するため、歳出予算を計上し返還するものであります。

続きまして、議案第10号平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

この補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ23億5,147万2,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。平成23年度に概算額で収入となっていた療養給付費負担金のほか歳入の精算に伴うものとなっております。

歳入予算の補正について御説明いたします。

1款市町村支出金、1項市町村負担金の減額ですが、平成23年度市町村療養給付

費負担金の実績により、8億3,157万6,000円を、今年度の市町村療養給付費負担金との相殺により減額し精算するものであります。

3款道支出金、1項道負担金の増額であります。平成23年度道費療養給付費負担金の実績により、7,387万4,000円を、今年度の道費療養給付費負担金に増額し精算するものであります。

4款1項支払基金交付金の減額であります。平成23年度の療養給付費などの実績により、15億9,005万3,000円を、今年度の後期高齢者交付金との相殺により減額し精算するものであります。

8款1項繰越金であります。平成23年度後期高齢者医療会計の決算上生じた剰余金の46億9,922万7,000円につきましては、前年度に受けた国・道及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金に係る精算等に対する財源となっております。

次に、歳出予算の補正について御説明いたします。

1款後期高齢者医療費、2項保険給付費であります。運営安定化基金費につきまして、医療給付に係る財源の年度間の調整として基金に積み立てるため、7億3,214万2,000円を増額するものであります。

3款諸支出金、2項償還金及び還付加算金等あります。平成23年度に概算で収入済みとなっていた国及び道からの支出金を、療養給付費などの実績により精算するため、歳出予算を計上し返還するものであります。

返還の内訳としましては、国庫療養給付費負担金15億7,113万円、国庫保健事業費補助金1,530万4,000円、道高額医療費負担金の返還金3,289万6,000円で、合計16億1,933万円となっております。

以上で、ただいま御上程いただきました議案についての御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三上洋右） 質疑、討論の通告はありませんので、これより議案第9号及び議案第10号の2件を一括採決します。

議案第9号及び議案第10号の2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三上洋右） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号及び議案第10号については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（三上洋右） 日程第9 議会運営委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。

閉会中における議会運営委員会所管事務調査について、委員長より次期議会の会期等運営についてを調査したいので、承認されたい旨の申出がありました。

そのとおり付議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（三上洋右） 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長（三上洋右） 本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。
平成24年第2回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後2時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 上 洋 右

署名議員 西 川 将 人

署名議員 齊 藤 佐知子